

前畑弾薬庫の跡地利用の検討について

【 2 】

ー 完成イメージ ー

平成 29 年 3 月 29 日（水）

佐世保市基地政策局

〈報告書の構成イメージ〉

〔表題案〕 前畑弾薬庫跡地利用構想策定に向けての提言（もしくは意見書）

- ・はじめに（前文）
- ・検討にあたっての基本的な視点
- ・本市まちづくりの主な現状～第6次佐世保市総合計画10年間の評価より～
- ・跡地の目指すべき将来像
- ・跡地の担うべき役割と活用策
- ・跡地利用の実現に向けて（今後の検討課題）

◆はじめに

※ 前文の内容について、次の項目を骨子として、次年度、最終的な報告書を整える段階で作成予定

- 有識者会議の役割
- 前畑弾薬庫の移転・返還の概要
- 次世代へ継承、メッセージ性を含ませつつ、跡地利用に寄せる思いを謳う

1. 跡地検討に係る基本的な視点

(1) 前畑弾薬庫（以下「弾薬庫」という。）の概要について

1) 弾薬庫の変遷

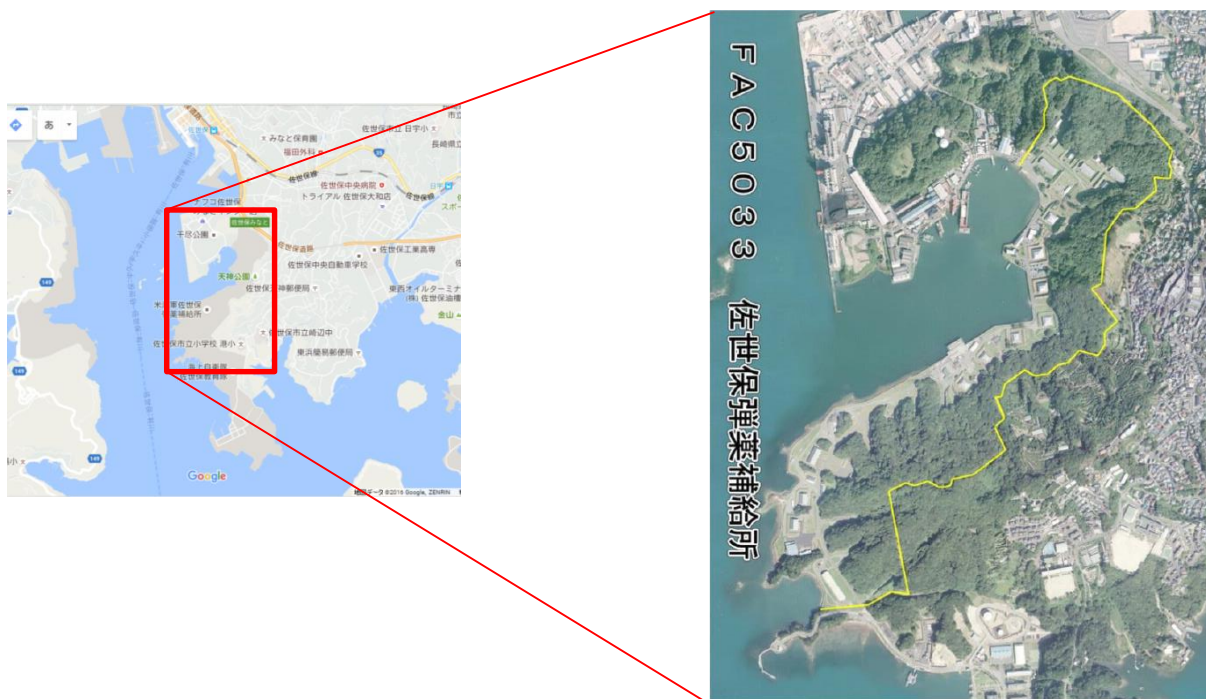
- 前畑地区は、東、南、北の三方が山に囲まれ、前面が海で荷揚げ用の船舶の離接岸が容易であるという地形上の有利さが着目され、明治 22 年(1889 年)に 2 棟の火薬庫がこの地の谷間に建てられた。明治から大正にかけて建造物弾薬庫が建てられ、昭和の初めには弾薬庫としての機能が整備された。
- 戦前は、旧日本海軍が使用していたが、第 2 次大戦後の昭和 20 年(1945 年) 9 月に連合国軍が接収し、講和条約の発効とともに引き続き米軍提供施設となり、現在に至っている。

2) 弾薬庫の概況

項目	内容
□所在	佐世保市前畑町
□面積	約 58ha (約 58 万 m ²) ※平地部分(緑地部分を除く)広さの割合：概ね 3 割(約 17ha)と試算
□都市計画法上の指定	工業専用地域、市街化調整区域 臨港地区（未指定）
□施設概要	弾薬庫の数：トンネル式 12 棟 建造物式（小屋組木造）22 棟 合計 34 棟
□備考	・弾薬庫の一部（建造物）について、日本遺産の構成資産の一つとして位置付けられている。 ・平成 29 年度から前畑崎辺道路の整備に着手予定

〔出典〕佐世保市基地読本等

【位置図】



3) 前畑弾薬庫の移転・返還に係る経緯について

返還要望の経緯

前畑弾薬庫の返還について、昭和 46 年（1971 年）、佐世保港の効率的な活用（港のすみ分け、産業振興等）を目指して、米軍提供施設である前畑弾薬庫の返還などを柱とする「返還 6 項目」を定めて、国に対して要望活動を行ってきました。

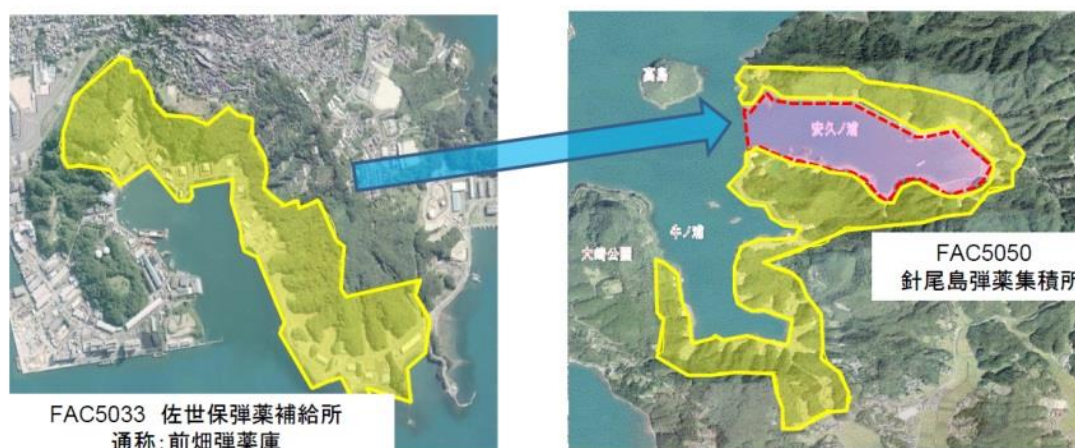
この間、平成 10 年 9 月、市議会において、「返還 6 項目」を基調として「新返還 6 項目」に見直しを行い決議し、前畑弾薬庫については、これまでの「返還」から「移転・返還」に形を変えて、本市の基地問題の最重要課題として、市民及び市議会並びに県・県議会が一体となって、国に返還の早期実現を求めてきた中で、平成 23 年 1 月、日米合同委員会で「前畑弾薬庫の移転・返還」の合意がなされました。

針尾島弾薬集積所への移転

前畑弾薬庫の移転先として、針尾島弾薬集積所とすることについて、平成 10 年 6 月、長崎県と県議会、市と市議会、また、佐世保商工会議所及び市公連〔現在は市町連（佐世保市連合町内連絡協議会）〕の 6 者で、前畑弾薬庫の返還に関する政府陳情を行った際、当時の久間防衛庁長官から「佐世保には針尾島弾薬集積所もある。これを含め、移転・集約について検討されてはどうか。」という私案が示されました。

これを受け、平成 12 年 3 月議会において、前畑弾薬庫の移転先については、現実的には針尾島弾薬集積所への移転・集約しか考えられないと当時の市長が表明され、国においても、平成 19 年 6 月、日米合同委員会の施設調整部会の中で、整備に係る基本的な考え方を公表されました。

以降、平成 21 年 4 月までに、自治会や漁協など関係する 10 団体（針尾地区連合会（現針尾地区自治協議会）、東浜町 2 組、十郎新町、西天神町、江上地区連合会、南部漁協、クレールの丘自治会、針尾漁協、佐世保市漁協、東浜町 1 組）に対して、説明会を開催しご理解（「移転に関し基本的に協力する」との回答）を得て、平成 23 年 1 月、日米合同委員会で「前畑弾薬庫の移転・返還」の合意に至りました。



【返還条件(抜粋)】

佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)は、針尾島弾薬集積所の施設・区域(隣接する水域を埋め立てることにより生じる土地を含む。)内に、現有の規模・機能の範囲内で移設すること。

(2) 関連する計画等について

1) 国有財産の転活用について（旧軍港市転換法関係）

前畑弾薬庫の返還直後の状況として、米側から日本へ返還され、当該地は国有地となります。当該地は旧軍財産（旧海軍施設）であることから、旧軍港市転換法の主旨に基づき当該財産（旧軍財産）を国から原則譲与（無償）を受けることができると規定されています。この法律は、旧軍港4市（横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市）のみに適用されるもので、これまで、多くの旧軍用財産が、学校、公園、道路、港湾をはじめとする公共施設や市の産業経済を支える民間施設用地へと転換、活用されました。

①旧軍港市転換法（抜粋）について

第1条（目的）

旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

第5条

国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与しなければならない

②譲与することができる用途の範囲

〔一般的には、当該財産が概ね次に掲げるような施設の用に供される場合に譲与できる〕

（イ）公共施設 公園、運動場、広場、緑地、溜池、排水施設

（ロ）公企業施設 水道、下水道

（ハ）港湾施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、上屋、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場、給水船、舥柱灯浮標、航路浮標

（ニ）教育施設 小学校、中学校、高等学校、図書館、公民館

（ホ）勸業施設 物産展示会館、商工物産陳列館、貿易振興会館、漁業会館

（ヘ）保健衛生施設 ごみ処理施設、し尿処理施設、保健所、伝染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所、結核療養所、共同便所、火葬場、墓地、と畜場

（ト）社会福祉施設 児童福祉施設、無料宿泊所、公共職業訓練施設

（チ）防犯防火施設 水上警察署、消防署、消防署出張所、消防団車庫敷地、防火貯水

【備考】池上記②に掲げる用途の範囲について、一般的に譲与（無償）を受けることができる範囲を示したもので、それ以外の用途について、原則、譲渡（有償）で受けることとなる。

2) 佐世保港の長期総合計画（昭和46年策定）について（要約）

①計画の目的

佐世保港再開発の障害となっている米軍提供施設及び海上自衛隊施設の整理統合を積極的に図り、その跡地を整備して造船産業関連の港湾都市建設を計画したもの。

②計画策定の背景

- ・エネルギー資源利用は石油需要が増大し、世界的なタンカー船大型化が常識化し、市でも大型造船設備の建設が必要。
- ・ベトナム戦争が泥沼化し米国経済が逼迫する中、アジア防衛に関する新政策「ニクソン・ドクトリン」を発表。この中で「在日米軍基地の集約、移転並びに縮小計画」を提示。

- ・市では、佐世保を母港とする米第三補給戦隊並びに米第一機雷戦隊所属艦艇の相次ぐ引揚げ、米軍艦船の出入港隻数の激減など、基地の状況が質的にも量的にも変化。

③前畑弾薬庫返還後の跡地利用計画について

i) 計画内容

当地区を「内貿ふ頭、臨港及び道路」「下水処理場」「住宅、学校用地」として活用。

ア) 内貿ふ頭、臨港及び道路

- ・内貿ふ頭（水深－7 m、岸壁 390m 3 バース）の整備
- ・中小鉄工造船及び関連企業団地の整備
- ・臨港道路の整備

イ) 下水処理場

- ・当時、干尽処理場（敷地面積 18,000 m²、処理能力 21,000 m³、44,000 人）が稼働するが、一人当たり給水量の増加や、放流水基準の厳格化が予測され、同施設の能力を超えるため、増設が必要。
- ・増設のためにはさらに 50,000 m²の敷地が必要であり、同処理場は拡張の余地が無く、最も近く地形的にも環境が最適である前畑弾薬庫跡に新設することを要望。

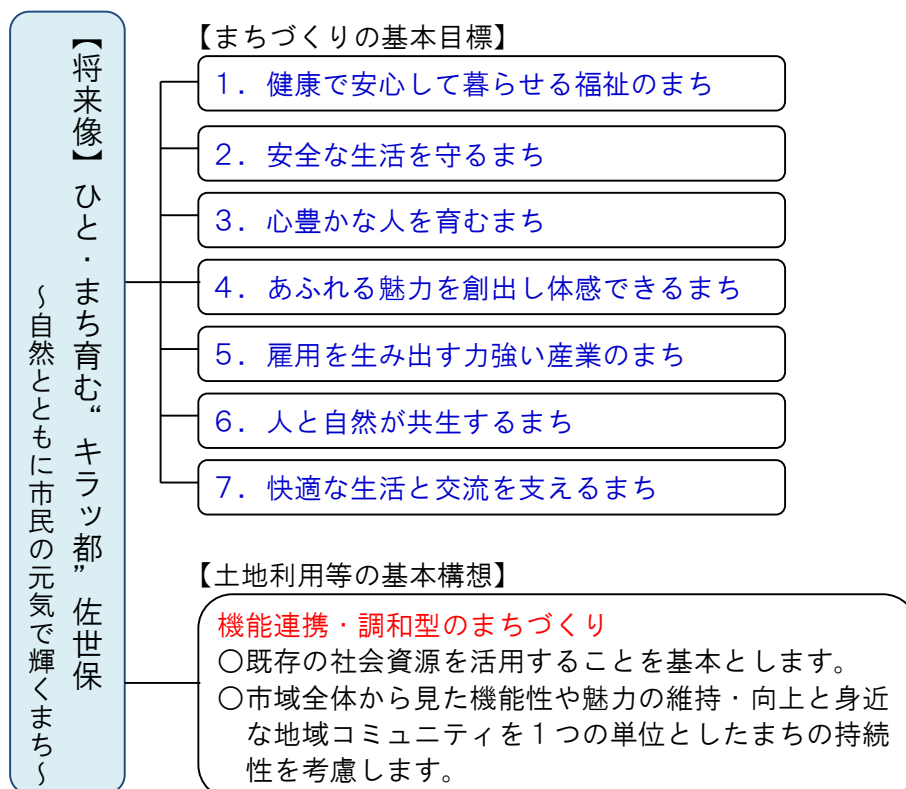
ウ) 住宅、学校用地

- ・昭和 40 年代以降、大規模な土地造成などにより人口流入が激しく、さらなる住宅開発及び学校を建設するよう住民運動があがる。

【備考】今後、「佐世保港の長期総合計画」の取扱いについて、今回の提言（もしくは意見書）を踏まえ、行政において別途精査すること。

3) 第 6 次総合計画について

第 6 次佐世保市総合計画は、市のまちづくりの将来像、まちづくりの基本目標といった事項を謳われている中で、複数のまちづくりの基本目標（魅力、快適、自然等）、土地利用の基本的考え方の位置づけを確認しました。

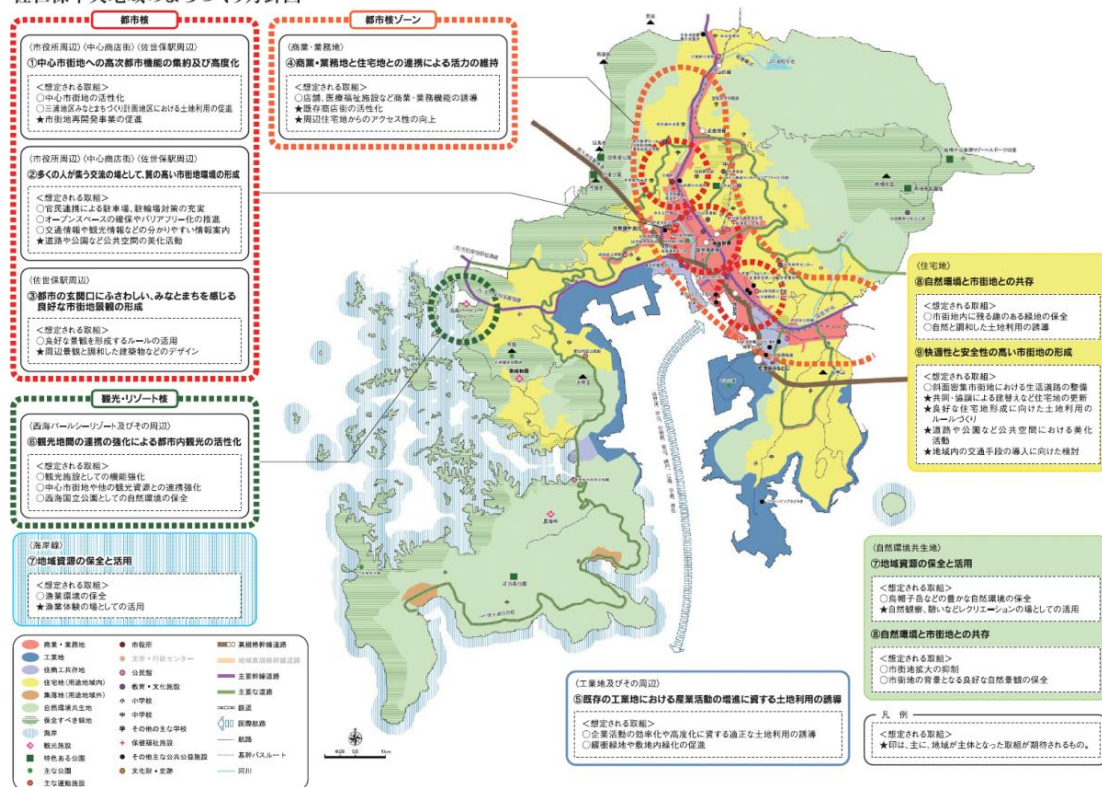


4) 都市計画マスタープラン

対象地は、「佐世保市都市計画マスタープラン（平成23年策定）」における地域別まちづくり構想の「佐世保中央地域」に含まれます。その中のまちづくり方針図においては、「工業地：既存の工業地における産業活動の増進に資する土地利用の誘導」と「自然環境共生地：地域資源の保全と活用、自然環境と市街地との共存」に位置付けられています。

佐世保市都市計画マスタープラン

佐世保中央地域のまちづくり方針図



【備考】本市における土地利用の基本的な考え方（方向性）を示しておりますが、構想策定後、必要に応じ当該地域における方向性を見直しの検討が必要になるものと考えております。

5) 臨港地区

港湾は、都市の一部として、物流の場・生産の場・憩いの場と色々な役割を担っています。これらの役割を果たすためには、一定の水域とその背後の陸地とが一体的に利用される必要があります。そこで、このような陸域を、都市計画法及び港湾法（佐世保市が指定）に基づいて指定したのが「臨港地区」です。

前畑弾薬庫について、その海岸線（一部）を臨港地区に指定しておりますが、詳細の用途は指定されておられません。（未指定）

2. まちづくりの主な現状

(1) まちづくりの主な現状として、第6次佐世保市総合計画の10年間の評価(まちづくりの総括)より、「跡地の担うべき役割の視点」に関連する政策の評価は次のとおりありました。

1) 関連政策：活力と賑わいのあるみなとづくり

- ①佐世保港が軍商二本立てとして共存・共生での運用を図らなければならなかった歴史上の経緯や、制限水域により自由に利用できる水域が狭隘であることなど、厳しい状況にあるなか、港湾施設の効率性を上げるために、既存施設の見通しなど港の再編が課題となっています。
- ②みなとまちづくり計画(三浦地区)においては、させば五番街がオープンしたことと塩浜再開発ビルの完成により、みなとの賑わいが創出できたと考えています。また、三浦地区においては、国際ターミナルが完成し、国際定期航路の開設に向けて進めていましたが、社会情勢の変化等により難しい状況が続いていますので、今後、新たな方向性も視野に入れつつ検討していく必要があります。現在は、施設の有効活用を図るためクルーズ客船の誘致に注力した結果、クルーズ客船の寄港回数が、平成27年36隻、平成28年64隻と増加しています。物流面では、貨物取扱量が年々減少しており目標値に達しませんでした。乗降人数は目標を達成し、人や物の交流を推進するという方向性の実現に向け一定の貢献ができたものと思われます。新たに平成29年1月には「官民連携による国際クルーズ拠点」の選定を受け、東アジアからのゲートウェイ機能を有した日本有数の拠点港として発展していくことを目指します。さらに、みなとまちづくり計画の暫定用地の活用及び、老朽化した港湾施設の整備・補修が重点課題となります。

2) 関連政策：快適で魅力ある街の再生

- ①まちなか(都市核)においては、基盤整備や再開発事業が完成し、その効果により歩行者通行量も目標値を達成しました。また、地域核である早岐地区においては、駅を再編し都市機能の充実を進めています。
- ②市域周辺部のまちの拠点(生活核)や斜面地においては、空き家が増加しており、住宅政策の一環として空き家対策計画を構築中です。今後は効率的な都市機能集積や居住誘導を進めるための立地適正化計画の策定や市営住宅の取り組みに加え、耐震化等の良好な住宅の整備や空き家対策等の住宅政策を総合的に推進する住生活基本計画を策定しながら、機能的に連携・調和がとれた、快適で魅力的なまちづくりに取り組んでいきます。

3) 関連政策：魅力ある景観づくり

- ①景観に対する意識の醸成を図るため、景観賞やコンテストによる表彰や景観講座の開催、パネル展の開催等、広報・周知活動を実施してきました。これらの取り組みにより、「佐世保の景観を魅力的だ」と感じている市民の割合は、目標をほぼ達成していますが、頭打ちの状態と考えます。新たなジャンルのコンテストの開催や、効果的な広報活動の方策を検討する等、市民意識の更なる底上げを図っていく必要があります。
- ②建築物等の届出審査や景観形成状重要な地区における重点景観計画の策定に効率的かつ効

果的に取り組むことで、より佐世保らしい個性的な景観の形成や維持・保全を進めていく必要があります。

4) 関連政策：文化芸術に親しめる環境づくり（歴史文化の保存・活用・継承）

- ①市民が日常生活において文化芸術に親しむ環境をつくるため、文化芸術の振興に努め、人材育成事業を行い、文化財の活用に努めた結果、文化芸術を鑑賞、実践する人の増加を促し、文化芸術に触れている市民の割合が目標値を上回る 35% 台を維持することができました。
- ②今後も現政策を継承して実施していきながらも、日本遺産の活用や世界遺産認定等の情勢を鑑みて、文化芸術に関する情報の発信を積極的に行っていくことで、多くの市民が鑑賞者となり実践者となり、多様で身近な文化芸術に触れる環境の充実を目指します。

5) 関連政策：出逢いと感動の観光まちづくり

- ①九十九島とハウステンボスの本市の 2 大観光地 P R と、観光圏事業を活用した観光地域づくり、佐世保バーガーや豊富な水産資源をはじめとするグルメ、国際クルーズ客船の受入、鎮守府・三川内焼の二つの日本遺産の誕生など、佐世保ブランドの確立と滞在交流型観光を推進したことで、本市が有する豊富な地域資源を活用した観光客の誘致や基盤整備が進展しました。
- ②観光関係者との協議による観光 P R や、観光客の受入体勢の強化を図るとともに、動植物園・水族館・遊覧船の連携強化と魅力アップに取り組んだことで、交流人口の増加による地域経済の活性化に寄与しました。

6) 関連政策：企業立地と労働の安定

- ①人口減少が見込まれる中で地域を維持し続けるためには、地場産業の振興を図るとともに、新たな魅力ある雇用を確保し生産年齢人口を確保していくことが不可欠であり、継続して取り組むべき政策と判断しています。誘致企業の操業開始やまちなかの大型商業施設の開業をはじめ地場産業による求人数が増加しており、多様な雇用機会が創出されつつあると考えます。
- ②直近においては、有効求人倍率が平成 27 年 1 月から 1 倍を超える状況で推移しており、業種によっては人材確保が困難になりつつある一方、新規学卒者をはじめとする若年者の市外流出傾向は依然として継続していることから、関係機関と連携した市内への就職を促進する取り組みを継続すると共に、製造業やオフィス系企業など多様な就労の場の創出に向けて魅力ある雇用を生み出す企業誘致を促進してまいります。

7) 関連政策：災害に強いまちづくり

- ①気象情報の入手等による避難所開設や避難情報の発令等台風等の災害に対する事前対策、自主防災組織の結成促進及び育成活動、各種防災訓練の実施による各防災機関との連携強化、同報系防災行政無線の整備及び難聴地域対策の実施、また、災害の未然防止のためまちの基盤づくりや危険箇所の計画的な整備などにより、「災害や緊急事態から市民等を守り、また、防災関係者と連携して被害を最小限に抑え、急傾斜地対策や老朽危険空き家対策により安全で良好な住環境を確保する。」という目的達成に向け一定貢献できたものと考えています。
- ②市民意識調査における「防災対策」の重要度は、東日本大震災以降急激に増しており、平成 28 年度調査では熊本地震の発生により、重要度が 41.9%と最も高い結果となりました。一方、満足度は、佐世保市は急傾斜地に住宅が密集している等災害危険箇所が多く、近年大規模災害の発生はありませんが、災害に対する漠然とした不安があり低い状況となっています。今後も、防災組織の結成促進を図る等、市民に「自助」「共助」の精神を涵養し、防災意識の高揚を図っていく必要があります、また、災害及び防災に関する情報伝達手段を多様化すると共に、防災情報をわかりやすく伝える工夫も必要であると考えています。

3. 跡地の目指すべき将来像

まちづくりの主な現状～第6次総合計画の10年間の評価より～

- (1) 活力と賑わいのあるみなとづくり
 - ・みなとまちづくり計画（三浦地区）はみなとの賑わい創出に奏功した。
 - ・港湾施設の効率性を上げるため既存施設の見直しなど港の再編が課題
- (2) 快適で魅力ある街の再生
 - ・まちなか（都市核）等における基盤整備や再開発事業の完成による都市機能の充実
 - ・耐震化等の良好な住宅の整備や空き家対策等を総合的に推進する住生活基本計画の策定しながら、機能的に連携・調和のとれたまちづくりの推進
- (3) 魅力ある景観づくり
 - ・景観に対する意識の醸成を図るため、効果的な広報活動の方策を検討する等、市民意識の更なる底上げを図る。
 - ・より佐世保らしい個性的な景観の形成や維持・保全の推進
- (4) 文化芸術に親しめる環境づくり（歴史文化の保存・活用・継承）
 - ・日本遺産の活用や世界遺産認定等の情勢を鑑み、文化財の活用など、文化芸術に関する積極的な情報の発信
- (5) 出逢いと感動の観光まちづくり
 - ・佐世保ブランドの確立と滞在型交流観光の推進により観光客の誘致や基盤整備が進展した。
 - ・観光客の受け入れ態勢の強化等、観光関係施設との連携強化と魅力アップに取り組んだことにより交流人口の人口による地域経済の活性化に寄与
- (6) 企業立地と労働の安定
 - ・新たな魅力ある雇用の場を確保
 - ・関係機関と連携した市内への就職を促進
- (7) 災害に強いまちづくり
 - ・災害の未然防止のための基盤づくり、危険個所の計画的な整備など災害や緊急事態から市民等を守り、また、防災関係者と連携して被害を最小限に抑え、急傾斜対策や老朽危険空き家対策により安全で良好な住環境を確保に努めた。

【参考】国の施策等 ※基礎資料編参照

- (1) 佐世保市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口減少対策）
- (2) 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議の決定（明日の日本を支える観光ビジョン(H28. 3. 30 日付け決定)）
- (3) 国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～
 - ・キーワード「コンパクト＋ネットワーク」

◆将来像◆

案1) 自然と歴史が共存する歴史・文化の交流拠点

案2) 豊かな緑に彩られた 佐世保港を臨む新たな魅力集積地（または「宝庫」）

案3) 人と時間と空間とを結ぶ 佐世保の過去、現在、未来の発信拠点

【主なキーワード】

- ・自然
- ・歴史・文化
- ・活力と賑わいのあるみなと
- ・過去、現在、未来の発信拠点
- ・次世代へつなぐ活力と賑わいの拠点
- ・佐世保港のシンボル
- ・観光、工業・商業等、さまざまな産業が集積する都市

担うべき役割

（跡地利用のテーマ）

1. 観光振興の役割
（歴史的資源の保全・活用等により観光振興に貢献する役割）
【担うべき役割の考え方】

- ・あふれる魅力創出・体感
- ・新たな産業誘致・観光客誘致等による経済振興
- ・文化的価値（日本遺産、自然環境）の保全と活用

2. 自然との共生の役割
（豊かな緑や水との共生に貢献する役割）
【担うべき役割の考え方】

- ・人と自然が共生
- ・自然林、緑地及び海岸線の利点を活用

3. 港の振興の役割
（港湾機能の活用等による港の振興に貢献する役割）
【担うべき役割の考え方】

- ・港湾機能（船舶の係留施設、海上物流施設等）の充実
- ・商港としての機能充実
- ・港のすみ分けに資する取り組み

4. 産業振興の役割
（産業振興に貢献する役割）
【担うべき役割の考え方】

- ・都市機能の中枢に近接する立地条件を生かした企業誘致
- ・地域の産業振興、発展

5. 安全安心な生活環境づくりの役割
（安全・安心、暮らしの視点での生活環境づくり）
【担うべき役割の考え方】

- ・快適な生活と交流を支えるまち
- ・地域に必要な生活関連施設の建設、整備用地
- ・住宅地としての利用
- ・防災機能等の整備

以下「4. 跡地の担うべき役割と活用策」の内容(図面・写真含む)について、あくまでイメージとして示しております。

4. 跡地の担うべき役割と活用策

4-1. 担うべき役割と活用策

将来像の実現に向けた五つの担うべき役割を設定しました。

1	担うべき役割 観光振興の役割
	歴史的資源の保全・活用等により観光振興に貢献する役割
【担うべき役割の考え方】 ・あふれる魅力創出・体感 ・新たな産業誘致・観光客誘致等による経済振興 ・文化的価値（日本遺産、自然環境）の保全と活用	



【跡地利用の基本的な考え方】

「歴史・文化・交流」ゾーン

・弾薬庫の保全・活用、史跡ネットワーク化等、多様な観光メニューの創出を図る

【考えられる主な機能と活用策】 ※写真はイメージです

○観光

- ・倉庫群は既存のまま保存し内部をリノベーションして活用（複合施設；教育、イベント、ショップ、資料館、レンタル施設等）
- ・シャトルバスの運行や、遊覧船等の観光コースへの組み入れ(巡回型史跡巡りの拠点)
- ・造船所横から弾薬庫跡地まで屋形船の巡航による湾内クルーズの拡張
- ・弾薬庫を「登録有形文化財」に、前畑弾薬庫跡地全域を「重要伝統的建造物群保存地区」に登録し、歴史的に貴重な建築物として保存（歴史公園として活用）

※写真はイメージです。



2

担うべき役割

自然との共生の役割

豊かな緑や水との共生に貢献する役割

【担うべき役割の考え方】

- ・ 人と自然が共生
- ・ 自然林、緑地及び海岸線の利点を活用



【跡地利用の基本的な考え方】

「緑の空間創出」ゾーン

- ・ 緑の創出、緑のネットワーク形成、親水空間の創出等、自然とのふれあいを図る

【考えられる主な機能と活用策】※写真はイメージです

○環境共生

- ・ 森林地区、干尽公園、天神公園を結ぶ遊歩道
- ・ 天神公園の拡張
- ・ 自然と触れ合う「水辺の森」として整備

※写真はイメージです



みなとの振興に資する役割

港湾機能の活用等による港の振興に貢献する役割

【担うべき役割の考え方】

- ・ 港湾機能（船舶の係留施設、海上物流施設等）の充実
- ・ 商港としての機能充実
- ・ 港のすみ分けに資する取り組み
- ・ 都市機能の中核に近接する立地条件を生かした企業誘致
- ・ 地域の産業振興、発展



【跡地利用の基本的な考え方】

「みなと振興・産業創出」ゾーン

- ・ 船舶の係留や港湾機能の活用による佐世保港のすみ分けを促進する

【考えられる主な機能と活用策】

○港湾振興関係

- ・ 船舶の係留施設、海上物流施設等の整備、干尽埠頭の拡充
- ・ 崎辺に新設される自衛隊施設、部隊との連携

○産業振興関係

- ・ 近隣の既存企業・工場等の活用、拡大
- ・ 臨海部に誘致可能な産業の誘導
- ・ 生産・加工・流通機能の導入

※写真はイメージです。



4	担うべき役割 <u>安全安心な生活環境づくりの役割</u>
	【考え方】 ・ 快適な生活と交流を支えるまち ・ 地域に必要な生活関連施設の建設、整備用地 ・ 住宅地としての利用 ・ 海を活用した防災機能等 ※市中心部に近接する優位な立地条件を生かした利用
	
	【跡地利用の基本的な考え方】 「多目的空間の創出」ゾーン ・ 生活関連施設等の誘致、整備
	【考えられる主な機能と活用策】 ・ 来訪者、従業者向けの商業施設（物販、飲食、娯楽等） ・ 人（観光等）及び物（産業等）の流れを生み出す施設やアクセス道路等の整備 ・ 防災機能等の整備

4-2. 機能配置の方針

※当地区における機能配置の基本的な考え方について検討

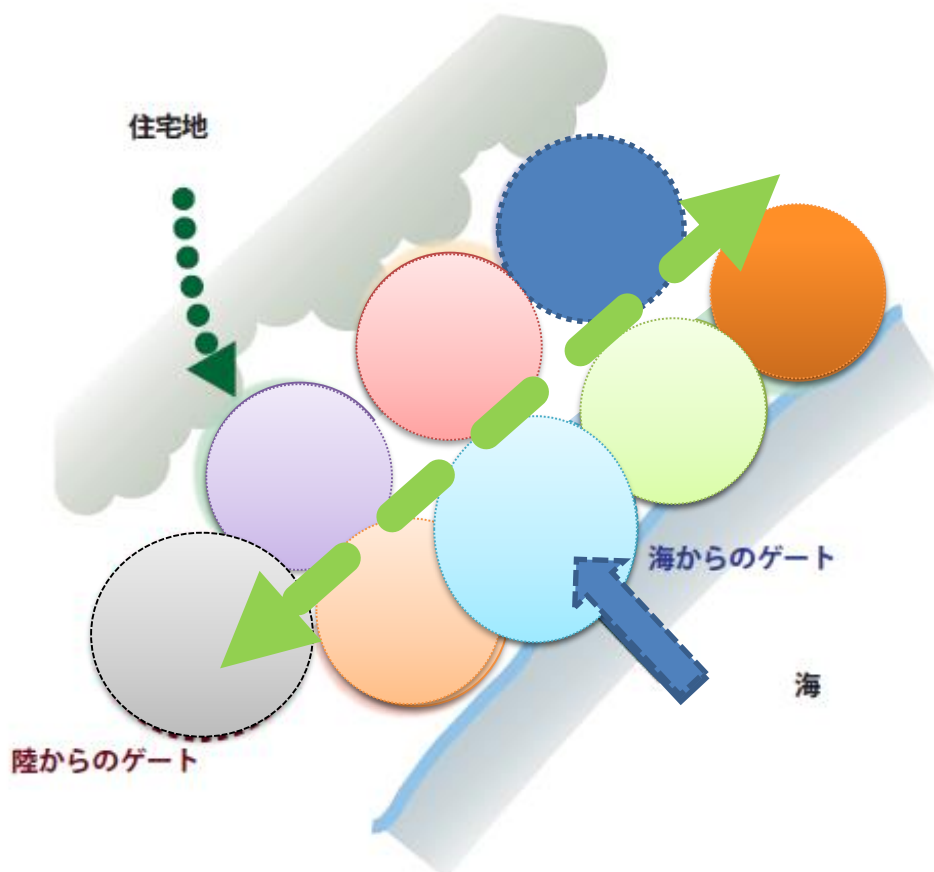
(1) 機能配置の基本的な考え方（以下、想定 of 検討 of 視点）

1. 既存敷地・周辺環境の魅力を活かした配置
2. 既存施設の魅力を活かした配置
3. 新しい賑わいを創造（活動を生み出す）する機能配置
新たな賑わいを創造する「クリエイション」

(2) 跡地利用の空間構成のイメージ ※あくまでイメージです

跡地は、緑豊かな森林を背にし、穏やかな佐世保湾に面した敷地であり、山と海にはさまれた平地を通る「軸」がまちの骨格となる。

まちの骨格となる軸に沿って、各種機能を組み合わせて、まちを構成していく。



空間構成のイメージ図（跡地利用の概念図）

5. 跡地利用構想の実現に向けて

- ・ 社会情勢の変化に応じた構想等の見直し
- ・ 運営主体の考え方（関係者（国、県、市、市民、企業等）の協働による事業の推進）など

（２）明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日付）

次の時代の新たな目標と対応として「明日の日本を支える観光ビジョン」が定められた。その中の「視点：観光資源の魅力を極め地方創生の礎に」において、“「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ”や“「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ”などの方向性が示されました。

視 点

「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」

○「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ

- ・ 2020 年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で 200 整備、わかりやすい多言語解説など 1000 事業を展開し、集中的に支援強化

⇒支援制度の見直し

◇地方自治体等の文化財活用事業の支援に際し、観光客数などを指標に追加

◇地域の文化財を一体的に整備・支援

◇適切な修理周期による修理・整備

◇観光資源としての価値を高める美装化への支援

◇修理現場の公開（修理観光）や、修理の機会をとらえた解説整備への支援

⇒観光コンテンツとしての質向上

◇わかりやすい解説の充実・多言語化

◇宿泊施設やユニークベニュー等への観光活用の促進

◇学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設、質の高い Heritage Manager 等の養成と配置

◇全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

◇美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長

◇文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携 等

○「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ

- ・ 2020 年を目標に、全国 5 箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善

⇒自然満喫メニューの充実・支援

◇自然や温泉を活かしたアクティビティの充実

◇質の高いガイドの育成

◇ビジターセンターにおける民間ツアーデスクの設置

◇入場料の徴収

◇保護すべき区域と観光に活用する区域の明確化 等

⇒上質感のある滞在環境の創出

◇ビューポイントを核とした優先改善

◇エリア内の景観デザインの統一・電線の地中化

◇質の高い魅力的な宿泊施設等の民間施設誘致（コンセッションの活用等）等

⇒海外への情報発信強化

⇒観光資源の有効活用を目的とした関係省庁や関係自治体の一体的な取組の強化

⇒国定公園についても、都道府県の取組を促進

(3) 国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～

「国土のグランドデザイン2050」は、急速に進む人口減少や巨大災害の切迫等、国土形成計画（平成20（2008）年閣議決定）策定後の国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示すものです。その中の基本戦略に「国の光を觀せる観光立国の実現」が示されました。

時代の潮流と課題

- ① 急激な人口減少、少子化
- ② 異次元の高齢化の進展
- ③ 都市間競争の激化などグローバリゼーションの進展
- ④ 巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- ⑤ 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- ⑥ ICTの劇的な進歩など技術革新の進展

キーワードは《コンパクト＋ネットワーク》

コンパクト＋ネットワークの意義・必要性

- ① 質の高いサービスを効率的に提供
 - ・ 人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためにはコンパクト化が不可欠
 - ・ しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小
 - ・ このため、ネットワーク化により都市機能に応じた圏域人口を確保
- ② 新たな価値創造
 - ・ 人・モノ・情報の高密度な交流が実現し、イノベーションを創出
 - コンパクト＋ネットワークにより、国全体の「生産性」を高める国土構造

基本戦略

- ① 「小さな拠点」と高次地方都市連合等の構築
- ② 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり
- ③ スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成
- ④ 日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進
- ⑤ 国の光を觀せる観光立国の実現
- ⑥ 田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出
- ⑦ 子供から高齢者まで生き生きと暮らせる
- ⑧ コミュニティの再構築 美しく、災害に強い国土
- ⑨ インフラを賢く使う
- ⑩ 民間活力や技術革新を取り込む社会
- ⑪ 国土・地域の担い手づくり
- ⑫ 戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応